

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2018年度第3回常任委員会 議事録

- 1 日時：2018年6月21日(木) 16:00~18:40
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認
常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット(共同代表理事)：小美野 剛

NGOユニット：橋本笙子(欠席)

外務省：民間援助連携室長 佐藤 靖

共同代表理事(経済界)：永井 秀哉

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 垂井 俊治

外務省：民間援助連携室 中房 丙后

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条3項により事務局長が務める旨を確認した。

有馬委員長任期満了による退任に伴い、議長は、同条2項に従い、委員長互選を委員に諮ったところ、小美野 剛委員が委員長に全員一致で選抜された。

第一部

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第2回常任委員会議事録の承認

審議の結果、以下内容の確認するため再審議となった。

第2号議案の「ADRAシリア国内事業の終了報告書にかかる承認」で承認された事項のうち一部の内容の再確認を行う。確認内容はADRAから提出されるべき書類が完了するまで、新規の助成の受付をしないとされた事項である。次回常任委員会までに当該事項の確認を行い、第4回常任委員会で確認内容を報告し再審議とする。

- (2) 第二号議案：特定非営利活動法人エフエムわいわい助成カテゴリー付与についての承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。

- (3) 第三号議案：助成審査委員の追加についての承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。但し、下記項目について検討を行うこと。

- 1) 審議内容に適正な委員の選別（分野の強化）。
- 2) JPFの価値観や方向性を共有。
- 3) 委員の増員の検討。

(4) 第四号議案：JENについて今後の方針に係る承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

返還金：一部返還金請求処理承認、その他は次回常任委員会にてJEN木山氏を招集し、再決議することとした。

コメント：

JPFの調査：管理責任、立ち位置等の議論が必要。

助成審査委員会の強化：審議内容の再検討（強化）が必要。

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

事務局より、財務状況の報告を書面にて報告した。

会計ソフト更新について、6月末を目途に旧科目→新科目へ更新する。更新完了後、永井理事へ報告すること。

(2) 総会（5/30）の報告

事務局より、総会（5/30）の報告をした。

(3) 理事会（5/30）の報告

事務局より、理事会（5/30）の報告をした。

(4) 常任委員の改選についての報告

事務局より、常任委員の改選についての報告をした。

退任された鈴木委員の後任が必要（経済界、CSR等の方が望ましい）との意見があった。

(5) クラレ財団との連携についての報告

事務局より、クラレ財団との連携（今年中に開始予定）の報告をした。

(6) ADRA シリア国内事業とメディア対応に係る報告

事務局より、ADRA シリア国内事業とメディア対応に係る報告をした。次回常任委員会で事業終了報告書の承認を審議することとした。例外措置（特例）の管理方法の議論が必要との意見があった。

(7) EWBJのNGOユニット退会についての報告。

事務局より、EWBJのNGOユニット退会についての報告をした。

(8) 助成審査委員会規約の改定についての報告

事務局より、助成審査委員会規約の改定についての報告をし、参加人数の上限、任期等を設ける必要があるとの意見があった。

- (9) (JAFS ④) 内部調査報告「熊本県益城町における仮設団地の独居高齢者に対する見回り支援および、自治会活動支援事業」の報告
事務局より、JAFS内部調査報告をした。

また、別件として委員より、大阪震災対応（震度6弱）対応はどうなっているかとの質問があり、情報収集を実施し、発動条件には達していないと判断。現地加盟団体とは、情報連携している旨を回答した。

第二部

6 審議事項

- (1) 第一号議案：南スーダン難民緊急支援プログラムにかかる事業計画の承認：1事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈WVJ〉 エチオピア南スーダン難民キャンプでの教育環境整備事業第3期
条件付承認。

- ・ 複数年プログラムの最終年になることから、学校運営を誰が継続していくのか明確にするため、教員の給与支払い等を含め、HCR等関係機関との覚書を残す努力をして頂き、今後どうするのかを書類で示すこと。
- ・ 難民とホスト・コミュニティとの融和に関し、計画書では現状・現実や事業内容が少しかけ離れたものになっていると思われる。事業内容や現場の状況を踏まえたものに修正して頂きたい。具体的に融和を目指すのではなく、融和の整備を目的とすること。
- ・ 複数年プログラムの最終年になることから総括報告書を終了時に提出すること。
- ・ ログフレームの調整をして頂きたい。

コメント：

案件形成時の目標設定を留意する。目標設定を下げざる得ない案件が多い
(注意喚起が必要)

- (2) 第二号議案：アフガニスタン人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：2事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈ADRA〉カブール市および周辺における帰還民・国内避難民の緊急食糧支援
審議保留。

- ・ 実施団体のシリア国内事業の終了報告書の未提出は、2017年度第12回常任委員会（2018年3月23日開催）の第一部報告事項で報告された。さらに、2018年度第2回常任委員会（2018年5月16日開催）で未提出書類の提出と不明な点の追加調査が承認された。大幅な遅延となっている当該事業終了報告書は現時点に至るまで決着していない。このまま当該事業終了報告書の承認がされないまま新規の助成を承認することはJPFのガバナンス上問題がある。

（助成審査委員会答申は条件付承認、条件は以下）

- ・ 緊急食糧支援であるのでWFPとの調整内容を申請書内に反映すること。具体的には裨益者の重複がないこと、食料配布方法として、バウチャー方式あるいは他方法を選択するのか等について追記すること。

コメント：

ホスト・コミュニティの現状を改めて確認し、必要に応じてホスト・コミュニティへの支援についても考慮して頂きたい。

② 〈SVA〉ナンガハル県における帰還民・国内避難民およびホスト・コミュニティに対する生活・教育基盤復興支援事業（JEN継承事業）

条件付承認。（条件解除後、メール審議）

- ・ 対象地の基礎データ・ニーズ分析がなく、事業内容の妥当性が判断できないことから、水や教育等に関する基礎情報を追記した上で、事業内容を見直すこと。具体的には、対象地の基礎データ（人口、社会・経済状況、支援ニーズ等）、対象校のデータ（学年別・男女別生徒数、難民・避難民・ホスト・コミュニティの比率、教員数、シフト数、将来的な生徒数等）、対象地の水へのアクセス・衛生状況等（なぜ衛生啓発・衛生教育が必要であると判断するのかという根拠。水源が足りているのか、井戸の数は十分あるのかという情報を含む）。

コメント：

- ・ 学校建設に関し、申請書の内容からは、なぜ恒久的な校舎が必要であるのかという根拠や妥当性が見出せなかった。事業内容を見直した結果、恒久的な校舎が必ず必要であると判断される場合には、申請書においてその根拠を明確に説明すること。また、明確な根拠がない場合は仮設校舎での対応を検討すること。

- ・ ニーズ調査が不十分。

旧JENメンバーに業務を継続して頂けるよう待機状態にしている。

（雇用の確約が出来ないため、情報収集が出来ない状態）

(3) 第三号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：2事業審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈CCP〉シリアのパレスチナ難民キャンプ及び周辺の集住地域における保健医療支援条件付承認。

- ・ 現地の提携団体Aidounの団体概要について記述すること。
- ・ UNRWAとMOUを交わし、医療機器本体以外の消耗品についてはUNRWA側で準備・負担することを担保すること。
- ・ すでに6台導入済みの医療機器の稼働状況を確認すること。
- ・ 医療機器を導入する診療所4カ所についての基本情報を追記すること。
- ・ 調達先がドバイになる可能性があるということを追記すること。
- ・ 対象地域での疾病対策の優先順位が記載されておらず、糖尿病の位置づけが不明確であるため、糖尿病以外に現地ではどのような疾病があり、本事業ではなぜ糖尿病へ対応を対象とするのかを記述すること。
- ・ UNRWAとの連携方法として、本事業で医療機器を供与し、それを用いてUNRWAが

患者の治療にあたることで、協働で多くの患者の治療に貢献するという連携を目指すことを努力目標として掲げること。また、その成果として、モニタリングを通じて、供与する医療機器で何人の患者が診断を受け、治療を受けることができたかを可能な範囲で把握し、事業の成果とすること。

コメント：今事業でCCPの付加価値を明確にするため、事業の戦略性や今後の計画、またCCPが経験を持つメンタルヘルスサポートを強化することは重要である。

機材を導入したという実績報告だけではなく、事業としての成果を明確にすること。

② 〈PWJ〉 イラク国内避難民の水衛生環境改善支援及び帰還民の再定住支援事業
（JEN事業継承）

条件付承認。

- ・ 実施体制に関し、行政手続き上問題がない実施体制であることが担保されていることを前提するため、現地行政との手続き上問題ないかということを確認した上での事業の承認とする。
- ・ 申請書内に現地のニーズ分析を追加記載すること。

追加条件：

- ・ JENイラクがJEN本部と別組織であるという事が担保されること。

コメント：

- ・ 「再定住支援事業」という事業名が実際の活動内容と合致していないことから、活動に合った事業名とすること。また、ログフレームの指標を見直し、適切な内容に修正すること。

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 「共に生きる」ファンド収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告
- ⑦ コアチームの報告

(2) 次回開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2018年度第 4回常任委員会：2018年7月19日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 5回常任委員会：2018年8月24日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 6回常任委員会：2018年9月20日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 2回共生常任委員会：2018年6月22日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上